

となみシティプロモーション映像制作業務委託仕様書

1 制作趣旨

人口減少に歯止めをかけ活力ある社会を維持していくため、地方創生のさらなる充実や活性化が求められている。映像を活用し、砺波市の持つ雰囲気や空気感等の魅力を詳細に伝えることで、市の魅力を効果的に発信し、「住みたい」「住み続けたい」「訪れてみたい」といった愛着、誇り及び憧れを醸成するとともに、地元の魅力が観光や産業の発展につなげ、“もうひとつ上の砺波”を実現するため、シティプロモーション映像を制作する。

2 制作概要

次に掲げる内容の映像を制作するものであり、誰もが理解しやすいキャッチコピーを加える。ただし、契約限度額の範囲内で、より効果的な内容等の提案があれば、内容を変更することがある。

(1) 美しい景観

庄川や散居村をはじめ四季折々に変化する花や緑が豊かな自然環境、イベント等を盛り込み、“笑顔いっぱい魅力あふれるまち砺波”が実感できるもの。

(2) 文化

伝統文化や祭礼など、砺波市の歴史文化を盛り込み、郷土愛を育むことができるもの。

(3) 暮らし

この地域に住む利便性や優位性を再認識することができ、“暮らしたいまち砺波”を想像できるもの。

3 活用方法

- (1) 首都圏でのプロモーション活動や国内外における観光セミナー、移住促進イベント等での放映
- (2) 市ホームページ、Webサイト及びSNSといったいろいろな媒体での公開
- (3) 各種市内イベント等での放映
- (4) 砺波市出身者会等での放映
- (5) 市内の公共施設や教育機関、公民館等での放映

このほか、映像を活用した効果的な情報発信があれば提案願いたい。

4 業務内容

映像制作等に必要な業務及び附属する一連の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 映像

ア 砺波市の魅力を短時間で伝えられるよう工夫された、訴求効果の高い映像作品を制作すること。

イ 多様な撮影技術（ドローン空撮等）を活用した、本市の四季を感じられる美しい映像等、本市の魅力を最大限に引き出す映像を新規に撮影すること。ただし、著作権等の問題なく使用できる貴社保有映像等がある場合は、双方協議のうえ使用することができる。

イ 撮影箇所等については、双方協議のうえ決定する。

(2) 制作編集

ア 制作する映像の企画や構成を作成し、双方協議のうえ決定する。その後、シナリオの作成、映像素材の編集、音入れ、ナレーション及びテロップ等の業務を進める。

イ 15秒、30秒及び5分の3本の映像を制作し、各再生時間に合った内容とする。

ウ 5分の映像については、日本語のほか英語及び中国語（簡体字、繁体字）の字幕を入れること。

エ 各映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、内容確認及び修正指示の機会を3回以上設けること

5 成果品

(1) DVD となみシティプロモーション映像（15秒、30秒） 各3枚
 となみシティプロモーション字幕付映像（5分・4言語）各3枚
 画角は16：9、画質のクオリティはハイビジョン
 DVD-Video規格 一般的なDVDプレーヤーで再生可能な
 もの（コピーガードは設けないこと）

(2) インターネット配信用動画
 となみシティプロモーション映像（15秒、30秒）
 となみシティプロモーション字幕付映像（5分・4言語）
 解像度とアスペクト比：1080p（HD）1920×1080、
 音声：ステレオ
 その他YouTube推奨形式による

※成果品及び数量は、双方協議のうえ決定する。

6 著作権等

(1) 本業務で制作した成果品の映像及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利も含む。）は、砺波市に帰属する。

(2) 成果品は、砺波市が市ホームページ、観光説明、出向宣伝及び各種会議等の情報提供で使用するほか、砺波市の魅力PRのため複製することができる。

7 その他留意事項

(1) 成果品に係る第三者の著作権及び肖像権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(2) 知り得た個人情報等は、契約時に提示する個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(3) 使用する映像は、砺波市内で撮影されたものを基本とする。

(4) 本業務の実施にあたり、ディレクターを置くとともに総括すること。また、業務従事者を確保すること。

(5) 本業務の委託料は旅費、資料の収集、出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼等の一切の費用を含む。

(6) 本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項については双方協議のうえ決定する。